

# 大郷町から転出される20歳未満の方へ

大郷町から転出される場合、お子さんの年齢等により、新住所地にて、予防接種券や母子健康手帳別冊等の差し替えが必要になる場合があります。  
新住所地の役所に一度、ご相談ください。  
(母子健康手帳はそのままお使いいただけます。)

※転出後は、大郷町から発行された予防接種券や母子健康手帳別冊は、使用できません。

—お問合せ—

町民課こども健康室  
(保健センター内)

☎：022-359-3030

